

はじめに

「保育所給食実施要領」につきましては、昭和 60 年 3 月に発行して以来、昭和 63 年、平成 4 年、平成 15 年、平成 20 年、平成 22 年と改訂を行い、平成 28 年の改訂においては名称も「保育所・認定こども園における『食事の提供に係る業務』実施要領」とし、令和 2 年の改訂を経て、保育所・認定こども園等の食事の提供に携わる方々のマニュアルとしてご活用いただいております。

平成 17 年 7 月、「食育基本法」が施行され、食育の基本的事項を定めた「食育推進基本計画」において、保育所の食育は、平成 16 年 3 月に作成・公表された『保育所における食育に関する指針』を参考に、所長、保育士、栄養士等が協力しながら、保育計画に連動した『食育の計画』を策定して推進することや、地域と連携しつつ積極的に食育を推進することが明記され、「第 4 次食育推進基本計画」にも引き継がれています。

また、平成 29 年 3 月には保育所保育の根幹とも言える保育所保育指針が改定され、保育所の特性を生かした食育の実践、食の循環や環境への配慮も求められることになりました。

その後、「授乳・離乳の支援ガイド」「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」も改訂され、保育所等における食事がより豊かに、そして安全に提供されることが各施設の命題となっています。

一方、5 年毎に見直されている「日本人の食事摂取基準」についても、令和 7 年 3 月に、令和 7 年度から 5 年間使用する基準として「日本人の食事摂取基準（2025 年版）」が発表され、小児については、生活習慣病の発症予防等の観点から数値の見直しがされております。

また、「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27 年 4 月にスタートして 10 年が経過し、乳幼児の保育の場は、保育所・幼稚園だけでなく、幼保連携型認定こども園をはじめ、保育所型・幼稚園型の認定こども園、少人数の単位でこどもを預かる地域型保育、企業のニーズに応じた企業主導型保育事業、令和 7 年度から制度化された乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）など、様々な形の教育・保育の場が増加しています。

このような状況から保育所だけでなく、長崎県の未来を担うこども達が、どの施設にいても、同じように安全で豊かな「食事提供」を受けることが出来るよう、様式の見直しをはじめとして、関連する法関係の整備を盛り込んだものを作成いたしました。

見直しに際しましては、令和 2 年度版を基本とし、追加・修正版といたしました。ここに、ご協力をいただいた皆様方に深く感謝申し上げます。

本書が、保育所等の食事提供に関する職員のみならず、食育担当者や多くの関係職員の方々に有効にご活用いただき、食事の提供を通じた食育の推進にお役立ていただけたら幸いに存じます。

令和 8 年 3 月



長崎県こども政策局 こども未来課長 黒島孝子